心のスキを狙われる

歳末の犯罪を追放しよう・・・・

年末になると、人、物、金のうごきがあわただしくなります。忙しい、うっかりしていた、人手がたりない、まあ大丈夫だろう、こんなスキをねらう犯罪や事故が毎年多く発生します。警察でも年末には特別警戒を実施しますが、次のことを参考にして犯罪や事故のない、明るい年末を過し、楽しい正月が迎えられるようみんなで積極的に協力いたしましょう。

一、盗難の防止

銀行帰えりの大金をねらう「ヒッタクリ」深夜の忍び込み、アキ巾、買物客を装う万引、人ごみをねらうスリ、などの被害が多くなります。

1 大金の取り扱いには女や子供を頼まず、責任のもてる人を選び、時間、場所なども十分考えてもらう。

2 戸締りを完全にし特に勝手口、裏口、窓などのカギは自立たないように二つ以上にすること。

3 留守にするときは隣近所によく頼み、現金や貴重品はなるべく家におかないこと。

4 店先の手提金庫、レジスター、商品などは つねに見張りを厳重にし、相手にスキを与えないこと。

5 人ごみの中には スリがいることを忘れないで、手提袋、買物籠には現金を入れないこと。

二、暴力の追放

年末には忘年会、クリスマス等飲酒する機会が多くなり、また、不良やグレン隊の横行も多くなる。

暴力事犯発生の原因は そのほとんどが飲酒に起因しています。楽しく飲んだ酒が仇になり生涯を暗くし、命いを永久に残している人も多くあります。飲む人も飲ませる人もお互に注意し合って暴力の追放にこころがけましょう。

1 被害をうけ、また見たり聞いたりしたらすぐ警察へ届けること。

2 泣き寝入り、見のがしは暴力をはびこらせます。勇気を出してどんなかさいことでも届けること。

三、青少年の非行防止

1 家庭、学期休み等社会的、地域的環境による青少年の非行が多くなります、特に最近の非行は集団的、かつ図悪化の傾向に進み、管内では盗犯件数の約六割を占めています。

これは青少年だけの責任ではなく大人自身が強く反省しなければならない重大な問題です。

家庭や社会における生活態度、自律性、しつけのあり方などについて十分考えてみましょう。

1 子供に見られたくもないずかしくない行為をしている親でありたい。

2 子供に訴えられなくても子供の心を推察できる親でありたい。

3 他人の子もわが子とも子供の心を推察できない親でありたい。

4 子供にたずねられたら素直に話し合ったり明のできる親でありたい。

5 子供の遊びの相手になれる親であり たい。

6 子供に背丈をこされても信頼と尊敬を失わない親でありたい。

火災多発の時期

火の扱いは慎重に

冬から春にかけては、この数カ月間は火災が多発するもつとも危険な時期です。

十一月二十六日からは全国一斉に火災予防運動が実施されます。新潟市でも防火意識を一層たかめ、火災予防を習慣づけるよう広くよびかけることになります。

今回の運動の重点目標は、1、一般家庭における防火消防計画の推進、2、事業場、工場職場などにおける消火訓練の実施、3、火を使う器具や暖房器具の点検修理、6、油類などの放置の適正な貯蔵保管、7、電気器具使用後の安全装置、8、取り灰の適正な安全処理、9、屋外出し焚火の火の始末などの、火の取り扱い に十分配慮したいしましょう。

また、緊急時にそなえて、1、消火用水、砂、消火器を用意しておくこと、2、役員は常に連絡網を作成しておくことが大切です。

運動期間中は防火査察組織結成、促進の三点ですが、統計上一般家庭からの出火が全火災の八十パーセント以上を占めていることから、特に家庭を中心とした火災予防の徹底をはかる必要があります。

各家庭では、1、石油コンロ、ストーブなどの安全な取り扱い。2、子供の火游びに対する注意。3、タバコのすいがら始末。4、強風、吹雪の際の火の取り扱い個別。5、火を使う器具や暖房器具の点検修理。6、油類の適正な貯蔵。7、ガス漏洩の防止。8、取り灰の適正な処理。9、屋外出し焚火の火の始末。10、火の取り扱いに十分配慮したいしましょう。

1、火の用心、2、ガス漏洩の防止。3、火の始末。4、子供の遊びの相手。5、火の取り扱いに十分配慮したいしましょう。

事業場などの自衛的消防組織結成、促進の三点ですが、統計上一般家庭からの出火が全火災の八十パーセント以上を占めていることから、特に家庭を中心とした火災予防の徹底をはかる必要があります。

各家庭では、1、石油コンロ、ストーブなどの安全な取り扱い。2、子供の火游びに対する注意。3、タバコのすいがら始末。4、強風、吹雪の際の火の取り扱い個別。5、火を使う器具や暖房

優良運転者に マークを交付

免許証にも記載

十一月一日から優良運転者に優良マークが交付、優良マークを受けた資格のある優良運転者は、1、県交通安全協会長以上の表彰を受けたもの。2、過去三年以内交通事故および交通法令違反により処分された前歴のない者。3、管轄警察署長が「優良運転者」であると認定した者に限定されます。

優良マークの申請書は警察署の窓口にはいれば、申請の際には優良運転者であることを証明する書類（例えば表彰状等）が必要です。

優良マークには氏名と交付番号（交付証にも記載されます）、役員は十分ご存知のとおりどこにでもぶつけられる優良運転者としてふさわしくない事由が発生したり、資格をなくしたりしなければなりません。

申請期限は毎年十月末日までとし、申請手続を完了してください。

秋葉学園がたのしい遠足

秋葉学園（心身障害児園）の園児たちがはじめての遠足を経験し楽しい秋の一日を過ごしました。

今年開園した秋葉学園は、第一、市立中央保育園を間借りしながら保育専門学園として、本年度から発足、十月十六名の園児たちが入園しました。

今回の遠足は、つねづね園児たちが「僕たちの保育所にどうして遠足がないの？」という本音を聞いて、「園児たちの遠足の願いを聞き届けようと、ライトオンズクラブの善意提供による自動車や、保護者もちよりの自動車で、園児たちを乗せ、自動車で遠足が実現したものです。関係者の善意と関係者の見たものでのびのびとすごした園児たちにとって楽しい一日でした。

◎写真は動物園での園児たち。

表彰された人たち

市議会議員として十年以上在職者

荒木清作（朝日木）、伊藤四男太（上山谷）、植木増行（西島）、福山圭次郎（滝谷町）、吉田貞一（朝日）、石崎宮衛（北上）、金澤義典会委員として十年以上在職者

小林貞吉（三ノ町）

鑛石市場運営委員会委員として十年以上在職者

今井重雄（三ノ町）、福山宗次郎（滝谷町）

市民税臨時調査委員として十年以上在職者

内山勝雄（日金町）、佐藤清一（東善通）、本間英雄（秋葉）、福本増行（西島）

新潟市公民館分館長として十年以上在職者

坂田正作（草水町）、戸松秀三（小戸下組）、飯野酒造三（小戸下組）

国民健康保険運営委員会委員として十年以上在職者

遠山富衛（新潟屋）、伊藤四男太（上山谷）、吉田貞一（朝日）、五十嵐茂太（鳥戸）、鳳間男吉（東金沢）

金澤義典委員会委員として十年以上在職者

井浦加一（四ノ町）、栗原平作（荻島）

区長として十年以上在職者

石井新一（啓車場通）、清潟栄太郎（市ノ瀬）、小柳鉄（西島）、小林育雄（栗宮）

民生委員として十五年以上在職者

渡辺ツカノ（日宝町）、渡辺一作（法津）、坂口タキノ（大安寺）、藤井雄（東善通）、本間英雄（秋葉）、福本増行（西島）

大原一栄（草水町）、中村金吾（下山谷）、大杉新三郎（川口）、松秀三郎（四ノ町）、佐々木重蔵（新三郎）、吉川雅三郎（四ノ町）、佐藤秀三郎（四ノ町）、山田鉄次郎（下山谷）、木下内蔵（三津屋）、佐藤勇吉（下山谷）、木下内郎（三津屋）、佐藤勇吉（小戸下組）、佐藤勇吉（小戸下組）、佐藤勇吉（小戸下組）、風間勇吉（新鄙屋）、佐藤勇吉（小戸下組）、五十嵐幸司（市新）、佐々木富衛（下山谷）、木下内蔵（三津屋）、佐藤勇吉（小戸下組）、五十嵐幸司（市新）、佐藤勇吉（小戸下組）、風間勇吉（新鄙